



2024年11月14日

各位

会社名 株式会社 MIXI  
代表者名 代表取締役社長 木村弘毅  
上級執行役員 CEO  
(コード:2121 東証プライム市場)  
問合せ先 上級執行役員 CFO 島村恒平  
(電話番号:03-6897-9500)

### 2025年3月期半期報告書の提出期限延長に関する 承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。

#### 1. 対象となる半期報告書

第26期(2025年3月期)半期報告書  
(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

#### 2. 延長前の提出期限

2024年11月14日  
※法定提出期限

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2025年1月14日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024年10月30日付公表「当社連結子会社の役職員による不適切な資金のやり取りの疑いについて」(以下「2024年10月30日付プレスリリース」)のとおりに、当社の連結子会社である株式会社チャリ・ロト(以下「本件連結子会社」)の前代表取締役および従業員1名(以下「行為者」)が取引先との間で不適切な資金のやり取りを行っていた疑義(以下「本件疑義」)が判明いたしました。

当社は、本件連結子会社における本件疑義が重大な問題であると認識し、事実関係等に関する調査が必要であると判断いたしました。事実関係の調査、原因分析および再発防止策の検討にあたっては、専門的な判断が必要であることから、2024年10月30日、外部の弁護士等から構成される調査チームを組成し、本件疑義の調査を実施することといたしました。

調査チームは、①本件疑義に関する事実関係、②本件疑義に関する類似事案の有無、③①及び②の原因分析、④③の原因分析を踏まえた再発防止策の提言を調査目的として、調査を行っております。具体的には、調査チーム

は、主に、客観資料の検証、デジタル・フォレンジック調査、関係者へのヒアリング及びアンケート調査による調査を実施し、又は実施することを予定しております。また、今後、影響額の算定に必要な事実調査及び具体的な影響額の算定も実施する予定です。

現在、調査チームにおいて、本件疑義に関する調査を進めているところですが、調査対象となる客観資料については、決算に関連する資料のほか、契約書、稟議書等、多岐にわたり、デジタル・フォレンジックの対象についても、対象となる期間が長期にわたり、また、データ容量が多く、その保全・分析等について時間を要する見込みとなっております。また、関係者へのヒアリングにつきましても、デジタル・フォレンジックやアンケート調査の結果を踏まえ、追加的に実施する必要が生じることが見込まれており、相当の期間を要するものと考えられます。そのため、調査チームの調査のうち、客観資料の検証、デジタル・フォレンジック調査、関係者ヒアリング及びアンケート調査を 2024 年 12 月 16 日頃までに完了し、2024 年 12 月 31 日頃までに影響額の算定に必要な事実調査及び具体的な影響額の算定を完了させることが見込まれております。また、調査チームからの調査報告書の提出を受けられる時期は、早くとも 2025 年 1 月 6 日となることを見込まれております。

当社といたしましては、2024 年 11 月 6 日付公表「2025 年 3 月期第 2 四半期決算発表の延期および当該半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」のとおり、調査に時間を要し、決算が確定できない可能性もあることから、2024 年 11 月 8 日に予定していた 2025 年 3 月期第 2 四半期決算発表を延期させていただくとともに、当該半期報告書の提出期限延長について承認申請を検討しておりましたが、このような状況を踏まえ、当社の会計監査人と協議したところ、現時点において、本件疑義の解明ができていない状況にあり、今後も相当の時間を要し、具体的な会計処理および 2025 年 3 月期第 2 四半期に係る中間連結財務諸表に与える金額的影響等を特定できない状況にあることから、期中レビュー手続を完了させることができず、当社は金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項に定める提出期限までに会計監査人から期中レビュー報告書を受領できない見込みとなりました。期中レビュー手続は、2024 年 11 月 11 日より開始し、2025 年 1 月 14 日に終了予定です。

以上により、当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第 18 条の 2 第 1 項に基づき、関東財務局に対して、2025 年 3 月期半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を提出することといたしました。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長が承認された場合には、直ちにお知らせいたします。

## 6. 業績に対する影響について

当期の業績に与える影響は現在精査中であり、また、過年度の業績に与える影響についても精査しておりますが、これらの影響が見込まれる場合には、直ちに開示いたします。

以上